お知らせ

◀お知らせ

ふるさと自治大賞 公開選考会開催

市内で活動されている団体、個人の方を顕彰する「高島市ふるさと自治大賞」と「高島市未来に誇れるまちづくり活動実践大賞」に応募のあった団体から大賞を選ぶ公開選考会を開催します。

選考会では、市内の中学生や学識経験者を選考委員に迎え、応募団体による活動発表を行います。市内で頑張られている方の活動の様子を知る良い機会ですので、興味のある方はぜひご来場ください。

▼日　時　10月5日(日)　13時～
▼場　所　高島市働く女性の家

問自治協働課　☎(25)8526

◀お知らせ

人権相談所開設

人権擁護委員が、人権に関する相談に応じます。日頃お困りのこと、いじめや差別など、「これは人権に関わることでは?」と思われることがあれば、お気軽に相談にお越しください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

▼日　時　10月8日(水)　13時～16時
▼場　所　市役所本庁会議室

問人権施策課　☎(25)8524

◀お知らせ

くらしの一日 無料相談所開設

滋賀県司法書士会や滋賀県行政書士会などで構成される、滋賀県自由業団体連絡協議会主催の「くらしの一日無料相談所」が開設されますので、お気軽にご相談ください。

▼日　時　10月18日(土)　13時～16時
▼場　所　安曇川公民館（カルチャールームA・B）
▼主な相談内容（相談時間は30分以内）
①土地の分筆、合筆登記や境界問題
②税金の申告手続き
③遺言や各種契約の公正証書作成
④解雇、賃金等労働問題、年金・健康保険・雇用保険など
⑤官公署への提出書類の手続き
⑥不動産・商業登記手続き、消費者金融への借金の返済・敷金返還等の法律問題
⑦日常生活でお困りのこと
▼主　催　滋賀自由業団体連絡協議会（滋賀県土地家屋調査士会、近畿税理士会滋賀県支部連合会、大津公証人会、滋賀県社会保険労務士会、滋賀県行政書士会、滋賀県司法書士会の6団体で構成）

問滋賀県司法書士会
☎077(525)1093

◀お知らせ

高島一日合同行政相談所開設

この合同行政相談所では、関係機関の者が次のような相談をお受けしています。相談は無料で、予約は不要です。秘密は厳守されます。

○**高島県事務所**
県の行政全般
○**市役所**
高島市の行政全般
○**滋賀県司法書士会**
法律相談（相続など）、登記
○**滋賀県社会保険労務士会**
国民年金、労災保険、雇用保険
○**滋賀県行政書士会**
遺言書の書き方、相続手続き
○**行政相談委員**
国の行政全般
○**滋賀行政評価事務所**
国の行政全般

▼日　時　10月24日(金)　13時30分～16時
受付時間　13時～15時
▼場　所　安曇川ふれあいセンター2階カルチャールーム

問滋賀行政評価事務所　行政相談課
☎077(523)1926
市役所行政課　☎(25)8000

◀お知らせ

行政なんでも無料相談所開設

滋賀県行政書士会高島支部の経験豊富なメンバーが親切丁寧に対応します。相談内容などの個人情報は固く守られますので、安心してご相談ください。

▼日　時　10月26日(日)　9時30分～正午
▼場　所　高島地場産業振興センター2階試験計測室（滋賀県司法書士会高島支部）

◀お知らせ

高島市議会議員一般選挙および高島市長選挙の立候補予定者説明会

平成21年1月25日執行予定の高島市議会議員および高島市長の選挙に際し、立候補予定者その他関係者に対する立候補届出の手続等に関する説明会を開催します。

《市議会議員》
11月16日(日)　10時～
安曇川公民館1階ふじのきホール

《市　長》
11月16日(日)　13時30分～
安曇川公民館2階視聴覚室

※会場の都合により立候補予定者1人につき、説明会出席者は3人までとさせていただきます。

問高島市選挙管理委員会
☎(25)8000

◀お知らせ

10月は「労働保険適用促進月間」

厚生労働省では、「一人でも雇ったら、必ず入るもの。それは「労働保険」です!」をキャッチフレーズに、10月1日から10月31日までの1か月を、労働保険適用促進月間として、全国的に広報活動を展開しています。

労働保険（労災保険と雇用保険）は、職場で皆さんが安心して働いていただくため、政府が管理・運営している保険制度です。

《労災保険とは》
労働者が業務上の事由や通勤によって負傷したり、疾病になったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な給付を行うものです。

《雇用保険とは》
労働者が失業した場合、雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、その生活や雇用の安定を図るとともに、再就職と職業生活の継続を援助するものです。

労働者を雇用する事業主は、業種や規模の大小にかかわらず、すべて労働保険に加入することとなっています。労働保険の加入については、労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）で手続きをとってください。

※平成21年度の年度更新手続きから、申告・納付の時期が6月1日から7月10日までの間に変更になります。

問滋賀労働局　労働保険徴収室
☎077(522)6520
大津労働基準監督署
☎077(522)6641
大津公共職業安定所高島出張所
☎(32)0047

◀お知らせ

10月1日は浄化槽の日です

琵琶湖や河川を守るため、家庭からの生活排水を適正に処理しましょう。そのためには浄化槽の正しい管理が必要です。

浄化槽法では、浄化槽の清掃・保守点検・法定検査が義務付けられており、浄化槽の種類・大きさなどにより実施回数が決められています。

〈浄化槽の清掃〉
浄化槽は使用しているうちに次第に汚泥が蓄積されるため、一定量になると取り除かなくてはなりません。回数は年1回（全ばっき方式は概ね6か月に1回）以上です。

〈保守点検〉
定期的な点検を行うことにより故障の早期発見のほか、消毒剤の補充や清掃時期の判断などを行います。処理方式により3か月から6か月に1回以上です。

〈法定検査〉
浄化槽管理者は、県の指定検査機関の行う法定検査を受けることが義務付けられています。新しく設置し、使用開始した後3～5か月の間に行う検査と、毎年1回行う検査があります。

○**滋賀県知事指定検査機関**
社団法人滋賀県生活環境事業協会
☎077(554)9271

浄化槽の管理はルールを守り、浄化槽の機能が適切に発揮されるように使用しましょう。

問環境政策課　☎(25)8123

◀お知らせ

10月12日から19日は男女共同参画社会をめざす「パートナーしがの強調週間」

普段の生活や何げない言葉の中で、「男だから、女だから」という理由で役割や生き方を決めつけていることはありませんか。

めまぐるしく変化する社会情勢の中で、誰もが豊かに安心して暮らすには、性別等にかかわらずそれぞれの個性と能力を発揮して、多様な生き方ができる「男女共同参画社会」の実現が必要です。

家庭や地域、職場や学校など、あなたの身近な生活の場で、一人ひとりがお互いに認めあい支えあって、自分らしく生きていくことの大切さをこの機会にぜひ考えてみましょう。

わかちあう
仕事も家庭も喜びも
（平成20年度内閣府「男女共同参画週間」標語）

問自治協働課　☎(25)8526

◀お知らせ

下水道排水設備工事責任技術者試験

下水道排水設備工事については、高島市に登録されている下水道指定工事店に専従している責任技術者が施工することとなっています。

平成20年度下水道排水設備責任技術者試験については次のとおりです。

問…問い合わせ先　申…申し込み先　応…応募先　☎…電話番号　FAX…ファックス番号　✉…メールアドレス　URL…ホームページアドレス